

小田原市監査委員公表第1号

令和2年2月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年12月25日付け監査第53号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	委託業務の委託について、業務期間が4月1日からの委託業務（単価契約）の4月分を、業者に委託せず、担当課が業務を行っていた。（広報広聴課）	現在は業者に委託のうえ適正に業務が実施されているが、今回の指摘事項については、今年度から業務委託をするにあたり従前の実施体制からの引継ぎの準備不足が要因となっていたことから、今後、業者の変更など引継ぎをする必要がある場合は、滞りなく行われるよう万全の準備を事前に整えることとする。
2	随意契約（見積り合わせ）の執行について、見積者の印が押印されていない見積書で落札者を決定していた。（経営管理課）	随意契約（見積り合わせ）の執行は、指名競争入札における入札に準じて行うため、契約事務処理の際に、契約事務担当者が小田原市契約事務提要により、その手順、必要記載事項等をあらかじめ確認したうえで形式審査を確実に行うこととし、書類に不備があるときは無効とするほか、執行伺いにおいて回議を受けた職員は、当該随意契約が適正に行わ

	れたかをしっかりとチェックするように、課内で周知、徹底した。
--	--------------------------------